

三重県徘徊高齢者等SOSネットワーク連絡調整事務要領

1 趣 旨

この要領は、認知症高齢者等（認知症高齢者及び若年性認知症者を指す。以下、「高齢者等」という。）が徘徊により行方不明となった際の早期発見・保護等を行うため運用されている関係機関による徘徊高齢者等SOSネットワーク等（以下「SOSネット等」という。）の相互の連絡調整事務の円滑化のため、必要な事項を定めるものとする。

2 連絡調整事務の地域区分

(1) 近隣地域

高齢者等の居住地市町又は身元不明の高齢者等が保護された市町に隣接する地域の市町で、隣接府県の市町村を含む。

(2) 広域地域

近隣地域以外の市町の地域をいう。

(3) 県外広域地域

広域地域のうち県外の市区町村をいう。

3 連絡窓口

(1) 県内市町の連絡窓口

高齢者等が行方不明になった際の捜索及び身元不明の高齢者等が保護された場合の身元確認について連絡調整事務を行う市町の機関を「連絡窓口」とする。

なお、連絡窓口は、他府県の近隣地域の連絡窓口についてあらかじめ把握しておかなければならない。

(2) 県の連絡窓口

県の連絡窓口は、健康福祉部長寿介護課介護・福祉班（以下、「長寿介護課」という。）とする。

4 家族等からの依頼への対応

(1) SOSネット等への依頼対応

連絡窓口は、関係者への情報提供を前提とした家族等若しくは警察からの依頼、又は自らの判断により、他の連絡窓口に対し行方不明の高齢者等の捜索協力（以下、「捜索協力」という。）又は身元不明の高齢者等保護に係る身元照会（以下、「身元照会」という。）の依頼を行う。

(2) 警察への通報

警察への届出は、行方不明の高齢者等捜索の前提であることから、連絡窓口は、家族等からの捜索依頼を受けるに当たっては、あらかじめ警察への捜索依頼（「行方不明者届」「一時的所在不明者届」を含む。）の実施について確認するものとする。

5 捜索協力依頼の実施

(1) 依頼方法

捜索協力依頼及び身元照会依頼は、迅速な情報伝達が必要であることから、原則として依頼文は不要とし、別紙参考様式1又は別紙参考様式2を使用して捜索及び身元確認に係る必要事項を連絡することにより行う。

(2) 捜索協力依頼

ア 近隣地域への捜索協力依頼

高齢者等の家族等からSOSネット等に捜索の依頼があった場合、連絡窓口は速やかに近隣地域へ捜索協力依頼を行う。

イ 広域地域への捜索協力依頼

前号の依頼にもかかわらず、依頼した当日中に発見されなかった場合、連絡窓口は、原則としてその翌日（翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合には、次の平日）、広域地域のうち捜索依頼が必要と考える地域の連絡窓口へ協力依頼を行うものとする。

ただし、当該高齢者等の状況により、速やかな協力依頼を行う必要があると判断される場合は、この限りでない。

ウ 県外広域地域への捜索協力依頼

広域地域への捜索依頼のうち、県外広域地域への依頼については、地域（市区町村又は都道府県）を指定して、長寿介護課に依頼することができる。

(3) 身元照会依頼

身元不明の高齢者等が保護された場合、連絡窓口は近隣地域及び広域地域のうち身元照会が必要と考える地域への身元照会依頼を行う。

ただし、県外広域地域への依頼については、地域（市区町村又は都道府県）を指定して、長寿介護課に依頼することができる。

(4) 有効期間

(2) 及び (3) の依頼の有効期間は、依頼時に家族等からの特段の申し出がない限り、依頼時から概ね3か月間を原則とする。

6 捜索協力依頼への対応

連絡窓口は、他の連絡窓口等から捜索協力依頼又は身元照会依頼を受けた場合には、当該市町のルールに従い、SOSネット等の関係者に速やかに周知する。

7 依頼の解除

連絡窓口は、高齢者等が発見・保護された場合及び身元が判明した場合は、依頼を行った連絡窓口等に対し、別紙参考様式3を使用して速やかに依頼解除の連絡をしなければならない。

8 依頼又は解除の方法

依頼又は依頼解除の連絡は、原則として電子メールにより行うものとし、依頼情報等の無用の流出を避けるため、添付する参考様式にはパスワードを設定するものとする。

9 長寿介護課の役割

(1) 他都道府県等との連絡調整

長寿介護課は、連絡調整事務に当たって必要な三重県警察本部、国及び他都道府県等との連絡調整を行うものとする。

(2) 県外広域地域等への依頼

長寿介護課は、連絡窓口から5(2)ウ又は(3)の依頼を受けた場合には、指定のあった地域の市区町村に対し捜索協力依頼等を行う。

依頼解除の連絡があった場合も同様とする。

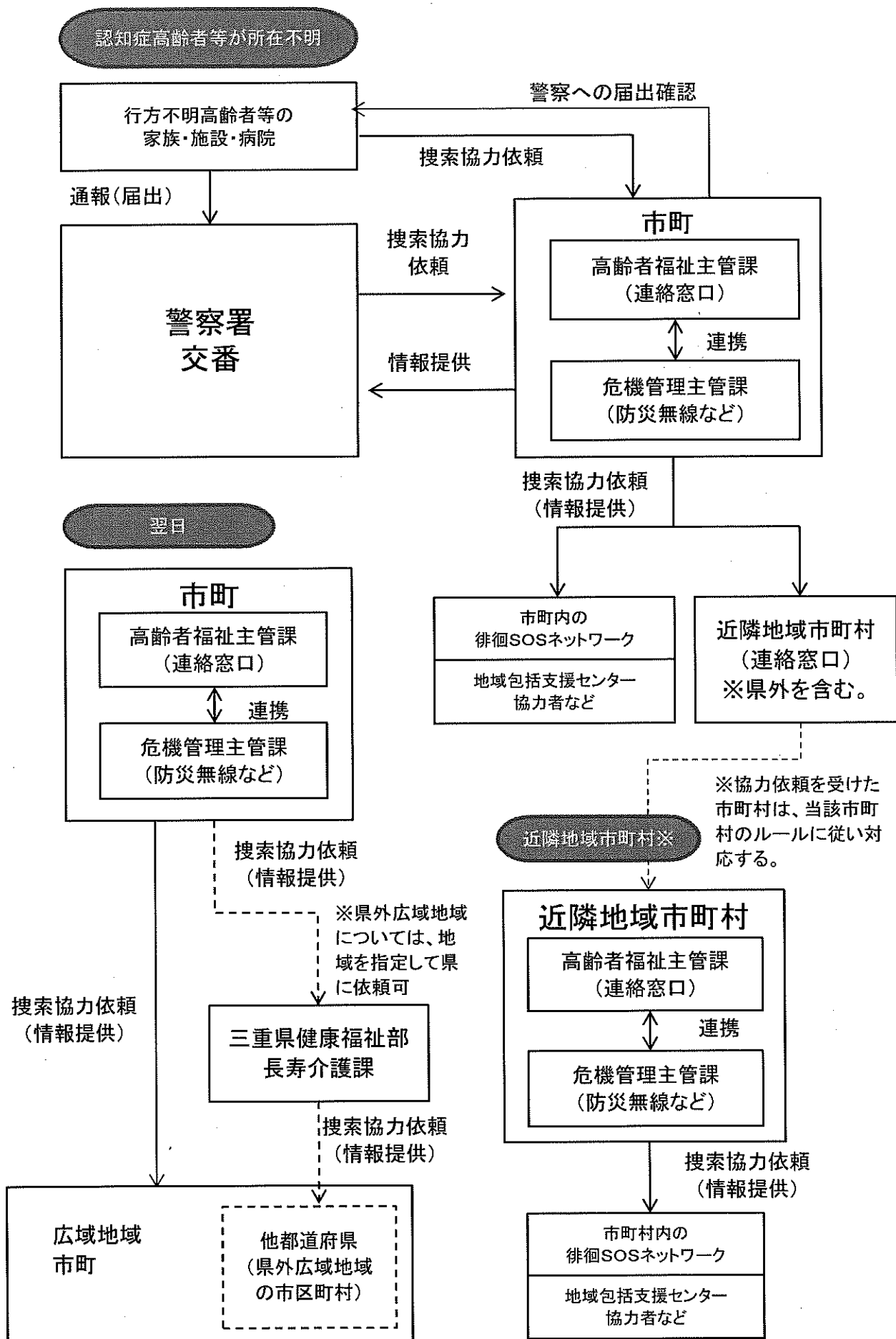
10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は長寿介護課長が別に定める。

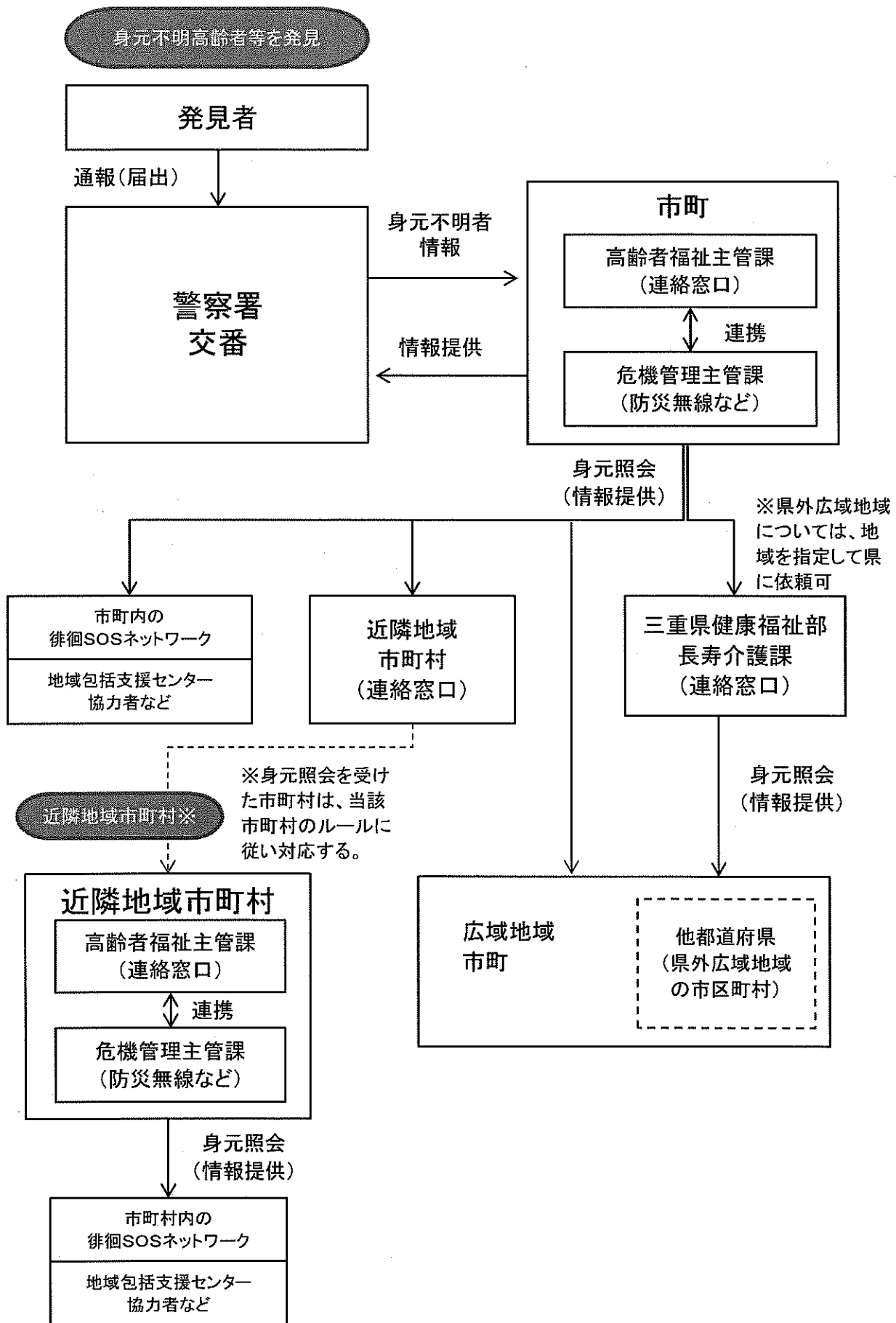
附 則

この要領は、平成26年12月25日から施行する。

三重県認知症高齢者等徘徊SOSネットワークフロー (所在不明の認知症高齢者等発生時)



三重県認知症高齢者等徘徊SOSネットワークフロー (身元不明の認知症高齢者等発見時)



行方不明者搜索依頼

下記の方を捜しています。ご協力よろしくお願ひいたします。

依頼日:平成 年 月 日

氏名(ふりがな)	()	性別	男・女
旧姓(ふりがな)	()		
生年月日(年齢)	年 月 日(歳)		
住所			
発生日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
行方不明時の場所及び状況			
身体的特徴	【身長・体重】 【体型】 【髪型、頭髪の色】 【歯、髭】 【その他】		
服装	【上衣】 【下衣】 【履物】 【帽子】 【眼鏡】 【その他】		
持ち物			
認知症の有無		警察への届出	年 月 日 警察署
名前・・・ 言える・言えない		住所・・・ 言える・言えない	
特記事項			

【連絡先】

【電話】	【FAX】

写真

写真

身元不明者照会依頼

下記の方を保護しています。ご協力よろしくお願ひいたします。

依頼日：平成 年 月 日

氏名(ふりがな)	()
性別	男・女
生年月日(年齢)	
保護日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
保護時の場所・状況	
特徴	【身長・体重】 【体型】 【髪型、頭髪の色】 【その他】
服装	【上衣】 【下衣】 【履物】 【その他】
持ち物	
特記事項	

【連絡先】

【電話】	【FAX】

写真

写真

